

決定 (裁決) 書

	異議	中立人	(兼審査請求人(以下「請求人」という。)
	住	所	
	氏	名	
	住	所	
	氏	名	
	住	所	
	氏	名	
图 割	住	所	
門門門門	氏	名	
mai rica			
	住	所	
	氏	名	

処分庁兼不作為庁(以下「処分庁」という。) 札幌市長

請求人が平成29年8月10日付けで行った行政不服審査請求について、平成24年8月14日付けの都市計画変更決定(以下「本件決定」という。)に 対する異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)又は本件決定の再評価 若しくは再審査を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)と解した 上で、次のとおり決定及び裁決をする。

市民コメント: H30/2018/3/10 追記 by H.M

・当決定(裁決)書の元となる起案書(H29/9/26決裁)に記載されている「内容」は 請求者の「趣旨・意図」とは全く「異なっている」。

従って 当決定(裁決)書自体は「無効」である。

参考資料: 起案書H29/9/25付 市民コメント追記 (市民入手:H30/1/30)

http://sky.geocities.jp/moiwasapp92/sapp/issue/gov/FufukuSinsa20170810/RingiPaper20170922_Final0925.pdf

市民コメント:

- ・当審査請求に関しては H29/2017/8/22:電子会議 及び H29/2017/9/22:対話で 行政部長:中川 雅己氏 及び ICT戦略推進担当部長:一橋 基氏 と打ち合わせを行なつた。
- 「行政不服審査請求」のICT利活用については「申請者確認」は8/22に終えている旨話した。
- ・請求内容については別途まち造り政策局と打ち合わせする事とした。

= 文

本件異議申立て及び本件審査請求をいずれも却下する。

市民コメント:

事案の概要

- ・交通量・車線数の審議は一切なされていない。
- ・当該環状通は「現状4車線」でも将来交通容量 以内である事から「6車線化」は必要無し。
- 1 平成24年8月14日、処分庁は、札幌圏都市計画道路の変更【桑園・発 寒通ほか181路線】の決定(本件決定)を行い、同日付け札幌市告示第1 929-13号により告示した。
- 2 平成29年8月10日付けで、請求人は、処分庁に対し、「札幌市行政不 服審査申請しと題する文書を添付した電子メールを提出した。
- 3 処分庁は、前記3の文書について適法な審査請求として取り扱うことがで きないことから、平成29年8月24日付け札総交第342号により、請求 人に対し、同年9月8日までに本件審査請求に係る処分の内容を明らかにし、 審査請求書を紙で提出するよう求めた。これに対し、請求人は、同年8月2 7日付けで、当該文書を訂正する文書(「札幌市行政不服審査請求」と題す る文書)を添付した電子メールを提出した。

市民コメント:

用語「申請」を「請求」に書き直した のみであり「同一内容」である。 請求人の主張の要旨 市はICTメール請求を容認した。

本件決定の決定過程においては「現状把握・分析」、「対応策検討・検証」及 び「目標管理設定」がなされていないことから、本件決定は合理性を欠き、再

評価又は再審査がなされるべきである。

市民コメント:

- ・当該環状通は「現状4車線」でも将来交通容量 以内である事から「6車線化」は必要無しで ある事を何故審議・説明してこなかったのか。
- 市長以下の「6車線化」判断は間違った情報に よるものである旨伝えている。

1 請求人の主張について

請求人は、本件決定について取消しを求め、又は本件決定の再評価若しく は再審査を求めているものと解される。

由

理

このうち、本件決定の取消しの求めについては、本件決定が、行政不服審

お IJ 市

8

査法(平成26年法律第68号。以下「新審査法」という。)の施行の日(平 成28年4月1日)前に行われているため、新審査法附別第3条の規定によ り同法による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧 審査法」という。)を適用し、処分庁に対する異議申立て(旧審査法第6条) として取り扱うこととして、以下検討する。

市民コメント:

当審査請求自体は平成29/2017年6月23日付の重要な 2 本件異議申立てについて 市情報「将来交通量情報」入手に起因した請求である。

請求人は、本件決定について取消しを求めているものと解されるところ。 旧審査法第48条において準用する旧審査法第14条第3項によると、異議 申立ては、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、する ことができないとされている。

本件決定は平成24年8月14日に行われており、本件異議申立ては平成 29年8月10日付けで提起されているから、旧審査法第48条において進 用する旧審査法第14条第3項に規定する異議申立期間を経過しているこ とは明らかである。

ところで、請求人は、本件決定について知った目について、平成29年6 月23日であると主張するものとも解されるが、同項に規定する異議申立期 間の算定には、本件決定について知ったか否かという事情を考慮する必要は ない。また、このことをおくとしても、告示により告知される処分について は、告示があった日を処分があったことを知った日と解するのが相当である (平成14年10月24日最高裁判所判決参照)から、本件決定を知った日 は、平成24年8月14日であって、本件異議申立てが旧審査法第45条に 規定する異議申立期間(処分があったことを知った日から起算して60日以 内) も経過していることは明らかである。なお、平成29年6月23日に、 処分庁により請求人に対し何らかの処分がなされた事実はない。

したがって、本件異議申立ては、異議申立期間を経過した後になされてお

り、不適法である。

市民コメント:

- ・当事案に係わる再審議申し入れは
- ・工事入札中止を求めたのはH29/2017/3/03である。
- 本件審査請求について ・主張根拠となる新情報を入手した日付はH29/2017/6/23である。

請求人は、本件決定の再評価又は再審査を求めているところ、これは新審

査法第3条の規定による不作為についての審査請求を意図するものである と解される。

しかし、同条の不作為とは、法令に基づく申請に対して何らの処分もしないことをいうが、本件決定に関して法令に基づき何らかの申請が行われたという事実はなく、そもそも本件決定について、法令に基づく何らかの申請を行う手段はない。

したがって、本件審査請求は、新審査法第3条の規定による不作為につい ての審査請求に該当せず、不適法である。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立て及び本件審査請求は、いずれも不適法なものであるから、旧審査法第47条第1項及び新審査法第49条第1項の規定 に基づき主文のとおり決定し、及び裁決する。

平成29年(2017年)9月27日

札幌市县 秋 元。克



この決定及び裁決について取消しを求める場合は、この決定及び裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に、札幌市(訴訟において札幌市を 代表する者は札幌市長となります。)を被告として、決定及び裁決の取消しの 訴えを提起することができます。

市民コメント:

行政評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律(目的)第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策 の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、 政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに 政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的と する。

行政手続

行政手続法(目的等)第一条

この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通 する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定 について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において 同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

続く・

本書は、原本に基づいて作成した決定 (裁決) 書の謄本です。

平成29年(2017年)9月27日

札幌市長 秋 元 克



市民コメント: 続き

行服法の目的

行政不服審査法(目的等)第一条

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が 簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための 制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保 することを目的とする。

・請求の趣旨-1 「6車線化の目的?」

行政に対する処分/情報提供要請・依頼に対する「市対応の不当性」を問う事。

- ・・「現4車線の将来推計交通量でも容量以内である事」が非公表・通知・無評価・無審議。
- ・・「市内の地域的・一時的な交通課題」の対策として現状情報収集・分析を実施する為に データ蓄積の重要性などを市民提案している。
- ・・ PT調査結果・将来交通量推計情報分析等の為 情報提供を「講求」してきているが 市行政諸氏は計画諸工程策定・検討の為の「思考・考察」意識の欠如が起因して 多くの「有意義な情報・データ」が 現在尚「提供」されぬ状況が続いている。
- PT調査/交通量推計論理的意義の理解不足、路線交通量の分析不足、B/C評価意義仕組みの理解不足、議会・市民への適切説明不能・不可。
- ・・市内交通課題の「質的・量的」分析、「対策検討」分析・評価などを踏まえた「6車線整備」の必要性/投資評価などを含めた「総合的行政評価」が不可避である。
- ・・科学するという意識・認識不足が要因であると推定されている。
- ・請求の趣旨-2 「行政の説明に根拠なし!」

行政が議会・市民に繰り返し行なって来た「6車線化の必要性」に関する如何なる説明にも 明確な根拠が無いのみならず 誤った情報を基に事業判断を行った事。

- ・・ 秋元克広:副市長(当時)答弁:平成25第3回定例会(平成25/2013年9月27日)
- · · 佐藤達也:総合交通計画部長(当時):答弁

財政市民委員会陳情:第220号(平成27/2015年2月12日)

・・ 山形総合交通計画部長(当時):答弁

総務委員会陳情:第238号(平成28/2016年12月12日)

「参考」

· · 藤野:総合交通計画部長(当時):説明

第40回札幌市都市計画審議会(平成19/2007年11月14日)

・・ 浦田 洋:交通計画課長:説明

第40回札幌市都市計画審議会(平成19/2007年11月14日)

高野伸栄:都市計画審議会長判断:

発言・回答 H27/2015/07/29 ~ H28/2016/3/22

★ 理に叶った目的設定 及び 明確な根拠説明責任が求められる。

<u>秋元1</u> 秋元2

佐藤

<u>山形</u>

藤野

→ <u>浦田</u>

<u>高野</u>

「参考」追加

審査請求期限:

処分:「4車線将来交通量」提示(H29/2017/6/23) & 説明

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示に関する規則 別

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内

行政説明:

- < 対話1 > : 対話 H29/2017/2/23

吉岡副市長 & 佐藤担当局長

「都心部渋滞緩和」対策として「何故環状道南19条の6車線化が必須なのか?」説明を求めたが市は一切の検討・検証を行なっていない事が判明した。

(録音) 1 of 7 (市) 吉岡氏, 佐藤氏, 山形氏 & 市民グループ 全体論

(録音) 2 of 7 (市)吉岡氏, 佐藤氏, 山形氏 & 市民グループ 全体論

■■ <対話5A>: H29/2017/6/23 via

環状通未整備の交通量推計について 「4車線でOK」とのデータ入手

■ <mark><対話6> : H29/2017/7/06 via Skype電子</mark>

市は一切の検討・検証を行なっていない事が判明した。

都市計画担当局長:中田雅幸氏,新総合交通計画部長:米田智弘氏

& 土木部長:天野周治氏

市からメール回答「都心部交通量」将来推計データ

** < 対話7 > : H29/2017/7/11 & 12 直接

まちつくり政策局都市計画担当局長:中田雅幸氏, 総合交通計画部長:米田智弘氏

& 建設局 土木部長:天野周治氏

- < 対話8 > : H29/2017/7/26:問&回

交通量・B/Cデータ等

市として必要としていない数値の整理については、対応いたしかねます。

- <mark><対話9A>: H29/2017/8/22:市長回答</mark>

「4車線交通量」容量以下の件

審議会実態:例

- 第64回札幌市都市計画審議会 平成24年(2012年)7月 【桑園・発寒通】カーブ線形変更 & 環状通6車線化など
- <mark>平成28年度第6回 第87回札幌市都市計画審議会 平成28年(2016年)3</mark> 現状に合わせて「都市計画を変更」した例: 東北通について 都市計画幅員16mを現況幅員15mに合わせて変更いたします。
- H26/2014/11/04 見直し検討部会 第 :「H16年マスタープラン」に対する見直し by 都市計画審議会 都市計画マスタープランの見直し検討状況 高野発言
- 平成28年第3回定例会(聴聞)10月17日 第二部決算及び議案審査特別委員会 聴聞会 市電料金改定について 松浦市議質問 & 高野返答